

相模原市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、環境経済局環境経済総務室及び経済部の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年1月29日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 岸 浪 孝 志

同 中 村 昌 治

## 1 監査の期日

平成27年1月28日

## 2 監査の対象及び方法

この監査は、環境経済局環境経済総務室及び経済部において、平成26年度（平成26年11月末日まで）、ただし、必要に応じて平成25年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

### (1) 環境経済総務室

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

### (2) 産業政策課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務
- ウ 各事業の貸付金の支出に関する事務

### (3) 雇用政策課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務
- ウ 各事業の貸付金の支出に関する事務

### (4) 商業観光課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

### (5) 農政課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の工事請負費の支出に関する事務
- ウ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

### (6) 津久井地域経済課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

## 3 監査の結果

### (1) 指摘事項

ア 商業観光課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

- (ア) キャンプ場管理運営業務委託において、キャンプ場開設期間が、仕様書と見積書で相違していた。また、見積書に記載誤りが見られた。
- (イ) 相模原市民たてしな自然の村の管理に関する協定において、相模原市民たてしな自然の村の管理に関する協定書における指定管理料と、指定管理者から提出された平成26年度事業計画書の収支予算書の指定管理料が相違していたにもかかわらず、これを承認していた。
- (ウ) 相模原市立相模川自然の村の管理に関する協定において、指定管理者から提出され、市が承認した平成26年度事業計画書の収支予算書に積算誤りが散見された。

これらのことは、契約事務及び指定管理に係る事務における基本的な確認が不十分であることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。

契約事務及び指定管理に係る事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、関係書類の記載内容の精査・確認はもとより、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組むとともに、担当職員及び管理監督者の意識改革を図り、適正に事務を執行されたい。

イ 商業観光課の各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

第40回相模原市民桜まつり交通対策費補助金他2件の補助金交付事務において、相模原市観光事業等補助金交付要綱(平成25年4月1日施行)第6条に規定している千円未満の端数の切捨てがなされずに交付されていた。

このことは、補助金の交付と精算が、その内容を確認することなく行われていることを示しており、遺憾と言わざるを得ない。

補助金交付事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識

し、事務処理方法・管理監督体制の見直しを図り、実効性のある再発防止のための必要な措置を講じ、適正に事務を執行されたい。

( 2 ) 注意事項

津久井地域経済課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。

ア 相模湖記念館受付案内等業務委託において、契約書約款に定める受注者が提出すべき報告書が作成されていなかった。

イ 平成26年度東海自然歩道管理業務委託において、仕様書に定める受注者が提出すべき報告書が確認できない事例が散見された。

契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、契約書の記載内容を精査・確認する体制を見直すなど、再発防止に取り組むよう注意する。

( 3 ) 環境経済局環境経済総務室及び経済部におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。